

浜松市公告第320号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及びその添付書類を、この公告の日から4月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

平成24年4月3日

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）エイデン浜松和田店  
浜松市東区和田町666-1 外7筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
広島市中区紙屋町二丁目1番18号  
株式会社エディオン 代表取締役 久保 允誉
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
広島市中区紙屋町二丁目1番18号  
株式会社エディオン 代表取締役 久保 允誉
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成24年11月29日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
3,455平方メートル
- 6 施設の配置に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項 目	届出内容
駐車場の位置及び収容台数	167台
駐輪場の位置及び収容台数	30台
荷さばき施設の位置及び面積	32平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	25.46立方メートル

7 施設の運営方法に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項目	届出内容
小売業を行う者の開店時刻	午前10時00分
小売業を行う者の閉店時刻	午後9時00分
駐車場を利用できる時間帯	午前9時30分から午後9時30分まで
駐車場の出入口の数及び位置	5箇所
荷さばきを行うことができる時間帯	午前7時00分から午後7時00分まで

8 届出年月日

平成24年3月28日